

平成28年度(第46回)

中部インタークラブゴルフ競技 三重地区予選

【50代の部 キーンコース】

日 程：平成28年9月30日(金)

場 所：CRC 白山ヴィレッジゴルフコース

中部ゴルフ連盟

ロ ー カ ル ル ー ル

1. アウトオブバウンズ (規則27-1)

(a) アウトオブバウンズの境界は白杭及び白線をもって標示する。

(b) 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっていますが、その球はアウトオブバウンズとする。

2. ラテラル・ウォーターハザード (規則26)

ラテラル・ウォーターハザードは、赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

3. 修理地 (規則25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

(a) 張り芝の継ぎ目；付属規則I(A)3eを適用する。(ゴルフ規則164ページ参照)

スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。**このローカルルールの違反の罰は、2打。**

(b) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1bの救済を受けることができる。(スタンスは除く)

(c) 3番セカンド地点1本木(樹木)周辺は修理地とする。

4. 動かさない障害物 (規則24-2)

(a) 排水溝

(b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)

(c) 動かさない障害物と定義づけされている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。

(d) 障害物(カート道路)によって囲まれた箇所はその障害物の一部である。

5. コースと不可分の部分

樹木保護のための巻物施設(巻網など)はコースと不可分の部分とする。

6. パッティンググリーン上の芝張り替え跡
パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則 16-1c に基づき修理することができる。

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 参加資格
プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。
3. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
4. 使用クラブの規格
『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1 a』を適用する。(ゴルフ規則 176 ページ参照)
5. 使用球の規格
『公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1 b』を適用する。(ゴルフ規則 177 ページ参照)
6. プレーの中断と再開
 - (a) 通常のプレーの中断(落雷などの危険の伴わない気象状況)については、規則 6-8 b、c、d に従って処置すること。
 - (b) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。
 - (c) プレーの中断と再開の合図について
通常のプレーの中断：短いサイレンを繰り返して通報する。
または、サイレンを使用せず本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。
険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンまたはジェットホンを鳴らして通報する。
プレーの再開：1 回の長いサイレンまたはジェットホンを鳴らして通報する。
7. 練習
ホールとホール間の練習禁止(規則 7 注 2)『付属規則 I (B) 5 b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)
ホールとホール間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 5 b』を適用する。(ゴ**

ルフ規則 1 8 1 ページ参照)

8. キャディー(規則 6-4 注)
正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 2』を適用する。(ゴルフ規則 1 7 9 ページ参照)**
9. スコアカードの提出 (裁定 6-6 c / 1)
スコアリングエリア方式を採用する。
10. タイの決定
タイの決定は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。
11. ゴルフシューズ
正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。**この条件の違反の罰は競技失格とする。**
12. ティーム競技でのアドバイス(規則 8 注)
規則 8 注に従って、各ティームとも(規則 8-1 によりプレーヤーがアドバイスを求めることができる人のほかに)そのティームのメンバーにアドバイスを与えることのできる人**(アドバイザー=競技者サイドとする)**を**2名**指名することができる。尚、アドバイザーのグリーン上への立ち入りは一切禁止とする。ただし、アドバイスを与えることのできる人の氏名(アマチュアに限る)は、**競技前日の午後 5 時までに**委員会に届出しておかなければならない。**(この条件の違反の罰は 2 打)**
13. 競技終了時点
本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
14. 競技の成立
本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注 意 事 項

1. ローカルルールや競技の条件に追加、変更のあるときは、スターティングホール of ティーインググラウンド付近に告示する。
2. 競技の条件 1 1 項で規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 2 5-3 に基づいて救済を受けなければならない。
4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
5. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
6. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 コイン(2 0 球)を限度とする。
7. ティーマーカーは黒色とする。

- 追 記
1. ハウス食堂(朝食)は、午前6時よりオープン。
 2. 練習場は、午前6時よりオープン。
 3. 昼食はハウス食堂およびコース売店を利用のこと。
 4. バッグは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないこと。
- 競技委員長 内 田 淳 二

9月20日(火)・23日(金)・28日(水)・29日(木)のうち2日間は連盟料金(会場倶楽部会員並扱い)とする。ただし、29日(木)は午後3時までにプレーを終わること。指定練習日のスタート時間は前もって CRC 白山ヴィレージゴルフコースに申し込み予約すること。 TEL 059-262-4141